

第四次環境基本計画 第 2 回点検

重点検討項目について（案）

重点点検分野名等及び重点検討項目

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目：経済・社会のグリーン化

国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

重点検討項目：「グリーン経済」を念頭においた国際協力及び重点地域における取組

重点検討項目：民間資金や多国間資金の積極的活用

持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目：国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

重点検討項目：環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

放射性物質による環境汚染からの回復等

重点検討項目：放射性物質による環境汚染からの回復等

重点検討項目（案）

重点点検分野名：経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

| | |
|---------|---|
| 重点検討項目 | 経済・社会のグリーン化 |
| 関係府省 | 環境省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 |
| 検討内容の詳細 | <p>環境と経済・社会の関わりが一層広く深いものになり、経済活動における環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきたことを踏まえ、環境と経済を統合的に捉えた取組を進める必要がある。</p> <p>このため、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていくことが重要である。</p> <p>特に、環境教育や消費者教育における環境配慮型商品等の消費選択の促進に加え、経済的インセンティブの付与によって各経済主体が商品の製造及び選択等に際して環境配慮行動を選択することの促進や、我が国の強みである環境技術・製品の海外展開は世界全体の環境保全と我が国の成長・雇用両面に寄与することから、必要な支援等を行うことが重要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について、検討を行う。</p> <p>a) <u>環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組</u> 【環境省、農林水産省】</p> <p>b) <u>各経済主体が環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含めた環境配慮行動促進のための取組</u> 【環境省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>c) <u>我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組</u> 【環境省、外務省、農林水産省、経済産業省】</p> |

重点検討項目（案）

重点点検分野名：国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

| | |
|---------|---|
| 重点検討項目 | 「グリーン経済」を念頭においた国際協力及び重点地域における取組 |
| 関係府省 | 環境省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 |
| 検討内容の詳細 | <p>途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。途上国において先進国と同様の環境問題を経験するのではなく、より環境への負荷が少ない新たな成長パターンを開拓することが必要である。</p> <p>この場合に、とりわけ、アジアやアフリカ諸国について、地理的、経済的、人的交流関係等を考慮し、重点的に連携すべき相手国を選定して協力を進めるべきである。その際には、多くの日本企業が事業展開を図っている重要地域との連携促進、当該地域で我が国の環境技術をいかす方法の検討が必要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について取組を行う。</p> <p>a) <u>我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省、外務省、経済産業省、国土交通省】</p> |

| | |
|---------|---|
| 重点検討項目 | 民間資金や多国間資金の積極的活用 |
| 関係府省 | 環境省、外務省、経済産業省 |
| 検討内容の詳細 | <p>途上国向けの資金フローは、民間資金が公的資金を大幅に上回り、公的資金の大幅な拡大が期待できない現状において、環境対策と経済・社会開発が密接になってきていることを踏まえ、民間投資のグリーン化を加速させることが重要である。</p> <p>また、多国間資金（国際機関や条約に基づいて設置される基金や、世界銀行やアジア開発銀行など多国間開発金融機関の資金）は、地球規模の課題や国際社会の重要な問題に関する国際協力の豊富な経験と人材、多くの現地事務所を有することによる優れた情報網を有しており、二国間援助を補完するものとして重要な役割を果たしていることから、その特性をいかした枠組みを最大限に活用するよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>このような観点から、以下の項目について取組を行う。</p> <p>a) <u>途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省、外務省、経済産業省】</p> <p>b) <u>多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画環境基金（UNEP）等）の取組</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省、外務省】</p> |

重点検討項目（案）

重点点検分野名：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

| | |
|---------|--|
| 重点検討項目 | 国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進 |
| 関係府省 | 環境省、農林水産省、国土交通省 |
| 検討内容の詳細 | <p>持続可能な社会の基盤となる国土の管理のためには、土地所有者等や行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体が、自然や人工資本を含めた国土の有する防災、環境保全機能や社会的、経済的価値を保全し、高めるとともに、将来世代に継承していくための公的な活動に取り組むことを促進する必要がある。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による国土管理（森林、農地、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画促進</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> |

| | |
|---------|---|
| 重点検討項目 | 環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化 |
| 関係府省 | 環境省 |
| 検討内容の詳細 | <p>持続可能な社会の実現に向けては、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>また、配慮書手続の導入を受けた環境影響評価法手続き全体の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等の情報基盤の整備や必要な人材育成が重要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省】</p> <p>b) <u>環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組</u></p> <p style="text-align: center;">【環境省】</p> |

重点検討項目（案）

第3章：放射性物質による環境汚染からの回復等

| | |
|---------|---|
| 重点検討項目 | 放射性物質による環境汚染からの回復等 |
| 関係府省 | 環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 |
| 検討内容の詳細 | <p>東日本大震災の被災者の生活を取り戻し、いち早い復興を進めるため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかにかつ着実に低減することが大きな課題となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえて制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(「特措法」)が全面施行されたことを受け、国、地方公共団体等は、法に基づく計画策定や、汚染廃棄物の処理、除染等の措置等を実施していく必要がある。</p> <p>また、原子力発電所事故に起因する放射線による健康上の不安の解消や野生動植物への影響に関する情報を充実させることが重要である。</p> <p>加えて、法施行(平成24年)から3年後に、特措法に基づき、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制のあり方その他の放射性物質に関する法制度のあり方について抜本的な見直しを含めた検討を行うこととされている。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の取組</u> 【環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】</p> <p>b) <u>放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握</u> 【環境省、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>c) <u>放射性物質による環境汚染対策についての検討</u> 【環境省】</p> |